

東京大学史史料室ニュース

第17号 1996.11.30

目 次

昭和戦前期東京帝国大学における アジア留学生の受入れ	2
東大の記録管理 (11)	4
達(たっし) その10	
寄託資料紹介 (1)	6
元総長古在由直関係資料	
受贈図書一覧	8
史料室日誌抄録	10



「恩賜の銀時計」

昭和戦前期東京帝国大学におけるアジア留学生の受入れ

谷 本 宗 生

国際化時代に対応して、日本の大学は諸外国との人的交流、特に多くの外国人留学生を受入れることを急務な課題としている。そのなかでも、日本とアジア諸国との緊密な関係を築いていく上でアジア留学生の受入れは重要といえよう。しかし、それは現在に始まつたことではなく、日本の近代化に呼応する歴史的な側面があった。今後、さらなるアジア留学生の受入れを促進するためにも、その歴史的な側面を検討することは必要である。

明治中期の頃から、当時の中国をはじめとしたアジア諸国からの留学生受入れが開始された。これに関して各大学の年史をみてみると、たとえば慶應義塾史編纂所『慶應義塾百年史』中巻 前（1960年）で明治前期の朝鮮人留学生の入塾について、早稲田大学大学史編纂所『早稲田大学百年史』第二巻（1981年）では「清韓留学生と学苑」として『早稲田学報』などを用いてその受入れを記述している。他の大学年史においても、明治期を中心としたアジア留学生、特に中国人留学生の受入れについて多く取り上げられている。

アジア留学生の受入れも、その後時代を下るにしたがってその地域を拡大し、その政策的な背景も変化していった。したがって、アジア留学生と一口にいっても中国だけでなく、旧植民地とされた「台湾」や「朝鮮」、タイやフィリピンなどの東南アジア諸国からの留学生も対象とする。しかし、旧植民地からの留学生（「台湾」や「朝鮮」出身の学生生徒）は当時「外国人」

として認められていなかったために、特に昭和戦前期におけるアジア留学生受入れの統計的な数値や実態面に関しては、従来の研究では不十分であったといえる。近年の大学年史にいたって、関西大学百年史編纂委員会『関西大学百年史』通史編 上（1986年）や明治大学百年史編纂委員会『明治大学百年史』第四巻 通史編II（1994年）などで、昭和戦時下の「台湾」や「朝鮮」からの学生生徒の動向、特に昭和18年以降の「陸軍特別志願兵制度」との関わりについても当事者の証言などを用いて検討し始めている。

そこでまず、昭和戦前期各大学に旧植民地からの留学生を含めていったいどのくらいのアジア留学生が在籍していたのか、統計的な数値を明らかにする必要があると思われる。東京帝国大学に関しては、どうであったか。東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史』通史二（1985年）では、当時在籍する外国人留学生の数値を『文部省年報』などを用いて示している。確かに、各年の『文部省年報』の数値（各年3月1日現在調べ）は一応の参考となるが、当時「外国人」として認められていない「台湾」や「朝鮮」からの学生生徒がこのなかに全く含まれていない。以下に、東京帝大に在籍する外国人留学生数を『文部省年報』から算出した。ただしここでは、留学生関係史料が収められている『文部省往復』（東京大学史料室保管）との数値を比較対照するため、対象時期を昭和元年から昭和6年までと限定した。

年 学部等	昭和元年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	計
大学院	23	24	22	18	17	21	125
法学部	5	4	2	1	0	0	12
医学部	13	8	2	3	2	0	28
工学部	10	7	5	2	3	3	30
文学部	11	13	9	5	6	4	48
理学部	4	4	4	2	2	1	17
農学部	20	13	8	5	3	3	52
経済学部	8	4	3	1	1	0	17
計	94	77	55	37	34	32	329

（単位：年／人）

上記の数値からは、学部に比べ大学院に毎年20名前後の在籍者がいること、学部では農学部・文学部・工学部・医学部の順に在籍者が多く法学部が最も少ない

こと、各年の総計では昭和元年に比べ昭和6年の在籍者が1／3程度に落込むという大幅な減少傾向がみられるなどうかがえる。しかし、在籍者の出身国

が明確でない（おそらく中国人留学生と推測される）などの問題点があり、受入れの実態についても不十分である。

それに対して、文部省と東京帝大との往復文書を綴った『文部省往復』には、昭和戦前期在籍する外国人留学生の詳細なデータが記されてある。この史料は、東京帝大が文部省へ提出した「外国学生ニ関スル事項報告」の形で、昭和元年から昭和6年まで旧植民地からの留学生のデータ（各年5月末日調べ）も含まれている。該当する史料を列挙すると、次の通りである。

- ・「外国学生ニ関スル事項報告」『文部省往復』
大正十五年昭和元年（東京大学庶務部A157）
- ・「外国学生ニ関スル事項報告」『文部省往復』
昭和二年（東京大学庶務部A161）
- ・「昭和三年五月末現在外国人及朝鮮台湾人学

生々徒ニ關スル報告」『文部省往復』昭和三年（東京大学庶務部A166）

・「昭和四年五月末現在外国人朝鮮人台湾人調ニ關スル件」『文部省往復』昭和四年（東京大学庶務部A172）

・「昭和五年五月末現在外国人及朝鮮台湾人学生々徒ニ關スル調」『文部省往復』昭和五年（東京大学庶務部A178）

・「本学ニ於ケル本年五月末現在外国人及朝鮮人台湾人学生々徒ニ關スル調報告」『文部省往復』昭和六年（東京大学庶務部A185）

これらの史料から、アジア留学生の統計的な数値を算出すると以下の通りである。先に示した表に対応する形で、在籍する留学生を中国・「台湾」・「朝鮮」の順で列挙した。

年 国 学部等	昭和元年			昭和2年			昭和3年			昭和4年			昭和5年			昭和6年			計
	中国	台湾	朝鮮																
大学院	27	3	0	27	1	1	23	2	2	25	1	0	20	1	0	23	0	0	156
法学部	9	1	4	4	2	4	4	3	5	1	6	10	0	7	10	0	9	10	89
医学部	13	1	2	9	1	2	4	0	4	3	1	2	13	2	1	11	4	1	74
工学部	11	0	1	7	0	1	7	0	0	2	1	1	3	1	3	3	1	2	44
文学部	11	1	8	12	1	8	10	1	10	5	1	7	7	2	7	4	5	4	104
理学部	4	0	2	4	0	1	4	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0	0	25
農学部	32	2	11	22	4	19	19	5	23	17	8	20	19	8	13	16	8	10	256
経済学部	9	1	1	4	1	0	3	0	1	3	1	3	1	1	4	1	3	3	40
計	116	9	29	89	10	36	74	11	47	58	19	45	65	22	39	59	30	30	788

(単位：年／人)

上記の数値が各年5月末日の調べによるものであるため、『文部省年報』の数値と誤差がみられるのは当然であろう。『文部省年報』の数値は、中国人留学生を対象とするものであったと推測できる。「台湾」や「朝鮮」からの学生生徒を含めて総数としてみると、大学院学生が156人、学部在籍者（選科・専攻・聴講生を含む）は632人である。学部在籍者も、農学部（256人）・文学部（104）・法学部（89）・医学部（74）の順に多く、工学部（44）・経済学部（40）・理学部（25）と少ない。「台湾」からの学生生徒は、農学部（35）・法学部（28）・文学部（11）に多く、理学部には全く在籍していない。「朝鮮」の場合は、農学部（96）・文学部（44）・法学部（43）と多く、工学部（8）・理学部（8）が最も少ない。以上のことがうかがえるが、先に示した『文部省往復』のデータには留学生個別の出身地域や入学以前の学歴、公費と私費の別、学部本科と選科等の別、前学年の成

績、性格などが記されている。これらのデータをさらに統計化できれば、アジア留学生受入れの実態を少しでも明らかにできると思われる。

[付記]

今まで、東京大学史史料研究会が中心となって昭和戦前期アジア留学生受入れに関する東京大学所蔵史料（主として『昭和八年五月末現在外国学生調査控』東京大学庶務部G25）のデータベース化が進められている。同研究会の成果については、近く研究報告の形で公表する予定である。

東大の記録管理（11）

達（たつし）

その10

書面上の日付を遡ってずらし、規則制定改廃の時間的前後関係の辻褄を合せるということは、まま見られることである。だが、年をまたいでしまったら、毎年第1号から始まる達番号はどんなことになるだろうか。色々理屈を考えてみるのはなかなか面白いものだが、第2次世界大戦末期にはその問題が現実のものとなつた。

多少日付を遡るような例はこれまでにも紹介してきた。前々回紹介した昭和7年の達第1号は、3月31日付けの学部通則中改正を公布するものであったが、達文面上の日付が3月31日であるにもかかわらず、起案が始まられたのは4月5日、裁決定（つまり決裁）は4月8日、そして何故か発送日は4月5日であった。そんなことになった原因は、文部大臣による許可書類の到達が4月5日まで遅れたということにあるが、ほかの事例では大学側の評議会議決の段階で遅れているようなことも見られる。ともかくも、そのような日付の操作が結構許容されていたことは確かである。

さて、戦争末期に現れた事例は次のようなものであった。表7に示した昭和18年10月以降の3度の学部通則中改正である。

昭和18年10月1日付けの学部通則中改正は、その日付が達の文面上書かれているにもかかわらず、起案が昭和20年11月19日、決裁12月4日、そして発送が12月5日となっている。つまり2年も前に遡った日付で改正を公布しているのである。昭和19年4月1日付け及び同年6月1日付けの改正も同様のことが起こっている。

一体どのような経緯でこのようなことが起ってしまったのだろうか。実はその3度の通則改正は文部省から許可が得られないままに事態が推移し、大学側で許

可を得たと見なすことになってしまったのである。3度の改正の原議にはいずれも庶務課庶務掛による同内容の付箋が添付され、「本件ニ関シテハ上申後再三交渉シタルモ許可ナク其儘トナリ居リタル処」で始まる説明が書かれている。『東京大学百年史 資料一』にも全文収録されているものだが、それによれば、改正が許可されないまま昭和20年8月31日付けで新しい改正を上申したところ同年11月10日付けで許可されたので、その前提となった「曩ノ上申（本件）ノ規定ヲ認メタルモノト解シ得ベク依ツテ本件ハ原案通施行相成可然乎」と判断したというのである。

つまり次のような状況である。文部省側が何故か改正を許可しないまま放置していたところ、戦争が終結したため規程をさらに改める必要が生じてしまった。そこで、大学があらたに伺った改正を文部大臣が許可したところ、大学側では、規則上の辻褄を合せるために、それまでに許可の下りていなかった規則の改正も含めて許可されたと見なし、達を発したというわけである。文部省の側では改正を許可していなかったとも考えられるのだが、その検討は今後に譲りたい。

さて、こうした改正許可の形式的手続きを自体も興味深いものだが、ここではそれにともなって達番号がどのように割当てられたかに焦点をあてよう。規則改正日は施行日以前の日付としなければならず、かといって原則として時間順となっている達番号は、あとから割り込むわけにもいかない。それをどのように処理したのだろうか。

まず、それら3つの学部通則中改正を伝える達は、起案は昭和20年中だが、綴込まれている簿冊は、改正のあった昭和18年及び19年の『諸規則制定関係』である。表7に示したように、それぞれ「達第二号」「達第三号」「達第四号」となっている。つまり、それらが何年の達の番号なのかが問題となる。

幸いなことに昭和19年分の簿冊の方には、達番号3の「医学部附属医院並同分院ニ於ケル諸料金改正ノ件」

表7 年度を遡って学部通則中改正を行った事例

改正の内容	施行日	評議会 議決日	文部大臣伺い				文部大臣指令		達			
			文面上日付	起案日付	決裁日付	発送日付	文面上日付	收受日付	番号	文面上日付	起案日付	決裁日付
特別研究生等	18.10. 1	18.11. 9	18. 9.30	18.11.10	18.11.16	18.11.13	(回答なし)		2	18.10. 1	20.11.19	20.12. 4
授業料・攻究料等	19. 4. 1	19. 5. 9	19. 3.31	19. 5. 9	19. 5.11	19. 5.12	(回答なし)		3	19. 4. 1	20.11.17	20.12. 4
休学関係	19. 6. 1	19. 6. 6	19. 5.30	19. 6. 6	19. 6. 9	19. 6. 9	(回答なし)		4	19. 6. 1	20.11.17	20.12. 6
												20.12. 7

出典：『諸規則制定関係』（昭和18年、19年）

(目次の標題を一部改めた。以下同様) 及び達番号4の「伝染病研究所研究生規程中改正ノ件」が別に綴込まれており、表7に示した方の達番号の3及び4が、昭和19年中のものとして与えられた番号ではないことが確認できる。

そこで昭和20年の簿冊を確認すると、表8に示したように、達第1号として「本学々部通則中改正ノ件」、及び達第5号として「本学々部共通細則中改正ノ件」がある。その前者の方は、さきに引用した付箋に書かれていた昭和20年の学部通則中改正であり、それ以前の3度の改正が許可されたものと見なす根拠となったものである。その2つの達と表7に現れた3つの達とを「発送」の日付の順序で並べてみれば、達番号の順と同じだということがわかる。こうしたことから、達第1号に付帯して、1と5の間の番号、即ち、昭和18年の改正に対して昭和20年の達第2号、昭和19年の改正に対して昭和20年の達第3号、第4号という番号が与えられた可能性が考えられる。

ところが、念のために昭和20年分の同じ簿冊の目次を見ると、別に達第2号「本学陸軍科学々生及陸軍航空技術学生規程ノ件」及び達第3号「本学海軍学生規程廃止ノ件」が綴じ込まれている。そこで、それについても日付の詳細を調べてみると、案の定、表9の

ように起案及び発送が昭和21年に行われており、番号も昭和21年中のものと判断できる。昭和20年中に遡って施行されたものなので、その簿冊に綴じ込まれているのである。

どうやら、昭和20年の達第2号から第4号までは、昭和18年、19年の内容であったにもかかわらず、昭和20年9月1日付けの学部通則改正の達第1号に引続いて発送されたらしい。付言すれば、施行の日付の順序と番号が前後したことは、許可されていない改正の扱いについて判断が遅れたことを物語っている。実際、達第2号以下の起案の日付は達第1号の発送日と同日あるいは直後となっている。あるいは、改正の必要性に気付くのが遅れたとも考えられる。

こうした状況をまとめると、前年以前に遡って規則を制定改廃する時の番号の仕組みは、少なくとも昭和20年前後は次のようになっていたと判断できる。番号は、実際に発送した時点での通し番号を割り当てるが、達文面上の日付は規則の制定改廃日とし、前年以前に遡ってもよい。達を受け取る側では整理に混乱が起ることが予想されるが、発する側としては単純明快な仕組みである。(以下次号)

(群馬大学教育学部助教授 所澤 潤)

表8 昭和20年の達第1号と第5号

規則改正の内容	施行日	評議会 議決日	文部大臣伺い				文部大臣指令			達				
			文面上日付	起案日付	決裁日付	発送日付	文面上日付	收受日付	番号	文面上日付	起案日付	決裁日付	発送日付	
学部通則中改正	20. 9. 1	20. 9. 4	20. 8.31	20. 9. 4	20. 9. 7	20. 9. 8	20.11.10	20.11.12	1	20. 9. 1	20.11.12	20.11.16	20.11.17	
学部共通細則中改正	20.12. 4	20.12. 4	(この件は伺いせず)						5	20.12. 4	20.12. 4	20.12.22	20.12.27	

出典：『諸規則制定関係』(昭和20年)

表9 年度を遡って規則廃止を行った事例

廃止の内容	施行日	評議会 議決日	文部大臣へ報告				達				
			文面上日付	起案日付	決裁日付	発送日付	番号	文面上日付	起案日付	決裁日付	発送日付
東京帝国大学陸軍科学 学生及陸軍航空技術学 生規程廃止	20.12. 1	21. 1.29	空欄	21. 2. 2	21. 2. 6	21. 2. 8	2	20.12. 1	21. 2. 8	21. 2.13	21. 2.14
東京帝国大学海軍学生 規程廃止	20.12. 1	21. 1.29	空欄	21. 2. 2	21. 2. 6	21. 2. 8	3	20.12. 1	21. 2. 8	21. 2.13	21. 2.14

出典：『諸規則制定関係』(昭和20年)

元総長古在由直関係資料

はじめに

史料室では百年史編集時代から継続的に歴代教職員および卒業生の方々の資料収集を行ってきている。寄託された資料のほとんどは閲覧に供されているが、積極的に広報活動を行っていないため、来室した折にその存在を紹介するというのが現状である。本ニュースの日誌にあるように、史料室に寄託される資料も年々増加してきている。寄託に際しては公開の許否をいただくようしている。公開に必要な条件が整っている資料は、出来るだけ早く紹介していくことにした。あらたに寄託された資料はもちろんあるが、百年史編集時代に収集して『東京大学史史料目録』に埋もれている旧資料群も適宜に折り込んで、紹介していく予定である。

第1回目は今年1996年3月に受入れた元総長古在由直関係資料を紹介する。

古在総長の在任期間は大正9年9月から昭和3年12月までである。激動の8年間と表現しても過言ではない。前任の山川健次郎総長が東京帝大の最初の公選総長であるが、彼は再選における公選であった。古在総長ははじめて一から選ばれた総長であり、年譜によれば就任後辞意を洩らすが果せず、大正14年には総長任期満了となつたが「絶対多数」にて再選された。古在総長時代には2つの画期があった。第1は大正7年に大学令が公布され、大学史において一つの新しい時代が始まっていたことである。総長公選を含む改革が東京帝大でも行われ、新しく経済学部が設置された。学部だけでなく、伝染病研究所を嚆矢として附置研究所が3つも設置された（航空研究所、天文台、地震研究所）。第2は赤煉瓦を基調とした本郷キャンパスの風景を一変させた大正12年の関東大震災である。のちに総長に就任する内田祥三工学部教授を中心としたキャンパス復興計画が進行し、現在の本郷キャンパスの建物配置が形作られた。その中でもっとも大きかつたのが、大講堂（通称安田講堂）の竣工である。大震災の折には、移転構想も持上がっていた（田中学「キャンパス事情今むかし」本ニュース第14号参照）。制度改革のみならず、思想的側面でも大きな変化が生まれてきていた。さきの大学令の公布と同じ月に、東京帝大には学生を中心となった社会運動団体たる新人会が結成された。昭和3年には国家主義団体の七生社が暴行事件を起こし、新人会と対立が激化していた。

この事件に対して古在総長は、学生間の論争は結構であるが、その手段方法は「須らく公明正大なることを要す故に或は暴力に訴へ或は陰険なる手段を弄するが如きは学府の尊嚴と名誉との為に断じて之を許さざらんと期す、此点に於て自ら謬り而も悔ゆること知らざるものあらば之を処分するに於て一歩も仮借する所なかるべし」と強い調子で告諭を発していた。

さらに一つ大きな変化があった。教員の停年制の施行である。今回受入れたなかに関連資料の断片がありのちに紹介するが、そのまえに資料の概要を示さなければならないだろう。

古在資料は文書、東京帝国大学蔵版歴史科教科書参考掛図、未使用絵はがき、写真からなっている。ここでは文書資料を紹介しよう。文書は全部で589点あり、その構成は表の通りである。もっとも多く占めているのは書簡である。来簡と由直の留学中の家族宛書簡からなっている。昭和13年に刊行された『古在由直博士』に収録されている書簡7通の原本がすべて揃っている。なお（6）の資料は病状経過・死去について、由直論の2つからなり、関係者が収集したのちの古在関連資料も含まれている。

	分類	点数
(1)	足尾銅山鉱毒事件	41
(2)	論文及び講演・執筆	3
(3)	駒場農学校・ドイツ留学時代の研究ノート及び書籍	8
(4)	自筆原稿及びメモ	49
(5)	東京帝国大学・農商務省関係	110
(6)	古在由直について	55
(7)	書簡	295
	計	589

東京大学関係資料は、主に（4）と（5）にある。（4）の②東京帝国大学関係には「桜井錠二君を名誉教授に推薦するメモ」から以下に紹介する「教授定年制について<メモ>」を含む30点からなり、さらに（5）には29点ある。

後者にはたとえば次のようないい處がある。農科大学学科課程改正案（時期不記）、農科大学講座増・水産専門部予算増1915、演習林官制改正理由（時期不記）、農業教員養成所職員（一覧）（時期不記）、農学部業務打合会日程1920？、定額制度創定以降政府支出金増減調・明治四十年以降予備金増減及支出学調1924、学術研究会議ノ設置ニ關スル建議案（時期

不記)などがある。

2つの資料を紹介する。一つは下記に写真で示した停年制施行に関する吉在の自筆断片である。文面は次のようである。

「是レ臨時教育會議ニ於テモ教授ノ停年制ヲ設ケ一定ノ年齢ニ達シタル者ハ特別ノ場合ヲ除キテハ相当ノ退職俸ヲ支給シテ退職セシムルコトヲ決議セシ所以ナリ〔訂正〕ニシテ大学ニ常ニ清新ノ空氣ヲ充タシメ學術ノ上ニ沈滯ヲ來サ、ルノ道ナリトス既ニ憲法上ノ終身官タル司法官ニ對シテハ停年制ヲ実施セラレタル以上ハ事實上ノ終身官タル大学」(後切れ)

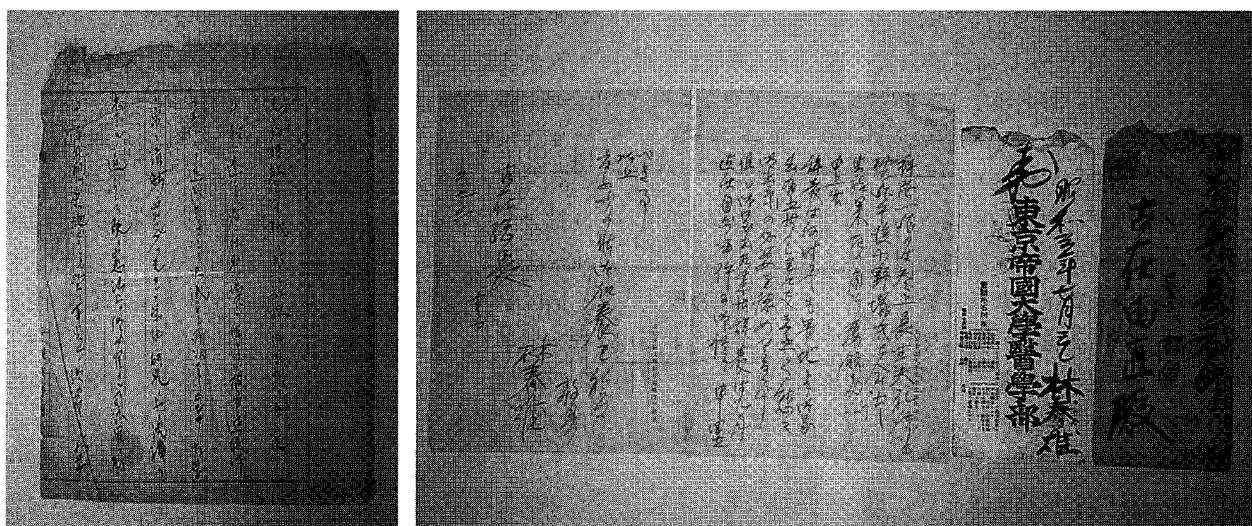
停年制の導入、法制化の頓挫などはさきの「博士」伝において中田薰が詳述しているし、「東大百年史」でも項目として挙っている。この断片から特に指摘すべきあたらしい事実があるわけではない。ただ、臨時教育會議、学学界に清新な空気、司法官の停年制実施など、大学におけるこれまでの停年制実施にかかる基本的なタームが確認できるのである。なお、吉在本人としては停年制には反対であったと伝えられてお

り、またこの制度に異議を唱えたある教員の意見書がかつて本ニュースで紹介されたことがある(東大史料余滴(1)石川千代松「停年に際して私が急に職を辞せざる理由」、第1号、1988年3月)

もう一点は辞職にかかわる書簡である。年譜によれば昭和3年4月19日に「稻田博士の診断に基き病氣静養を勧説せられため総長代理を置き当分引籠る意を決す。」とある。総長代理事務は3月31日に置かれており、この書簡は辞職の時期が実際よりももっと早く考えられていたことが分る。

「拝啓一昨日は参上長座失礼仕候、扱て昨午後小野塚氏と会談、其結果左の通り、要領だけ申上候/辞表は何時にても貴地より御差出有之候て差支無しく態々御出京の必要を認めさる事、但し御呈出相成候辞表は九月迄は自分手許に御預り申置べき事/以上/尚不順の候御加養を祈念/敬具/林春雄/吉在総長座下/昭和三年七月三日〔欄外〕」(／は改行、仮名は平仮名に統一した)。

(中野実)



受贈図書一覧（平成7年8月～平成8年2月）

学院史料（第1号）		諸家文書目録4	
神戸女子学院	昭和58年3月	千葉県文書館	平成6年3月
学院史料（第2号）		日本文化研究所紀要 第1号	
神戸女子学院	昭和59年3月	亞細亞大学日本文化研究所	平成7年1月
学院史料（第3号）		解剖学者 奈良坂源一朗	
神戸女子学院	昭和60年3月	奈良坂源次郎	平成7年11月
学院史料（第4号）		貴重公文書資料展目録	
神戸女子学院	昭和61年3月	国立公文書館	平成3年10月
学院史料（第5号）		岡コレクション図録	
神戸女子学院	昭和62年3月	横浜開港資料館	平成7年10月
学院史料（第6号）		横浜開港資料館所蔵行政資料目録	
神戸女子学院	昭和63年3月	横浜開港資料館	平成7年3月
学院史料（第7号）		横浜開港資料館紀要 第13号	
神戸女子学院	平成元年3月	横浜開港資料館	平成7年3月
学院史料（第8号）		新版きけわだつみのこえ	
神戸女子学院	平成2年3月	日本戦没学生記念会	平成8年1月
学院史料（第9号）		広島大学大学教育研究センター要覧1992-95	
神戸女子学院	平成3年3月	同大学大学教育研究センター	平成7年11月
学院史料（第10号）		高等教育研究叢書	
神戸女子学院	平成4年3月	広島大学大学教育研究センター	平成7年10月
学院史料（第11号）		大学と学生 第365号	
神戸女子学院	平成5年3月	文部省	平成7年11月
学院史料（第12号）		東大生協史通信 第2号	
神戸女子学院	平成6年3月	東大生協史史料室	平成7年12月
学院史料（第13号）		富士論叢 第40巻 第2号	
神戸女子学院	平成7年3月	富士短期大学学術研究会	平成7年11月
関西学院百年史（資料編Ⅰ）		三田評論 95-11	
同学院	平成6年3月	慶應義塾	平成7年11月
関西学院百年史（資料編Ⅱ）		東海大学教育年報 1991年度	
同学院	平成7年3月	同大学	平成4年12月
サティア《あるがまま》第19号		東海大学教育年報（資料編） 1991年度	
東洋大学井上円了記念学術センター	平成7年7月	同大学	平成4年12月
サティア《あるがまま》第20号		神戸大学史紀要 第5号	
東洋大学井上円了記念学術センター	平成7年10月	同大学百年史編纂室	平成7年7月
井上円了センター年報第4号		日本教育課題2	
東洋大学井上円了記念学術センター	平成7年10月	東京法令出版	平成8年1月
日本の近代化とお雇い外国人		大学改革にとって自己評価とは	
(株)コスモ・ピーアール	平成7年9月	一三つの大学の経験に学一	
芸術新潮 11月号（東京大学のコレクション）		東京高等教育研究所	平成8年2月
新潮社	平成7年10月	諸家文書目録5	
松前文庫（NO.83）		埼玉県立文書館	平成7年3月
東海教育研究所内・弘前文庫	平成7年10月	文書館紀要 第8号	
文部省例規「文部省日誌」と「文部省普通学務局例規類纂」の間		埼玉県立文書館	平成7年3月
国立教育研究所	平成7年3月	要覧 第13号	
		埼玉県立文書館	平成7年9月

受贈図書一覧（平成7年8月～平成8年2月）

本郷 NO.8 「本郷」編集室	平成7年3月	校史 VOL.1 国学院大学校史史料課	平成7年1月
本郷 NO.9 「本郷」編集室	平成7年12月	校史 VOL.2 国学院大学校史史料課	平成7年11月
大学基準の設定とその運用方法に関するCI&Eの政策 名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室	平成7年3月	成瀬仁蔵著作集 事項索引 日本女子大学教育研究所	平成7年2月
碑（いしぶみ）第一高等学校昭和17年9月卒業戦没学生の記録		成瀬仁蔵著作集 第1巻 日本女子大学創立七十周年記念出版	
一校昭和17年9月同窓会	平成7年10月	分科会成瀬仁蔵 著作集委員会	昭和49年6月
諸家文書目録4 千葉県文書館	平成6年3月	成瀬仁蔵著作集 第2巻 日本女子大学創立七十周年記念出版	
写真・資料にみる占領期の沼津 沼津市明治資料館	平成7年12月	分科会成瀬仁蔵 著作集委員会	昭和51年4月
大戦秘史・リーツェンの桜 館澤貢次	平成7年8月	成瀬仁蔵著作集 第3巻 日本女子大学創立七十周年記念出版	昭和56年3月
國民勤労動員令關係法規 佐賀縣	昭和20年3月	成瀬記念館1988 NO.4 日本女子大学成瀬記念館	昭和63年11月
町田忠治 伝記編 町田忠治伝記研究会	平成8年2月	成瀬記念館1995 NO.11 日本女子大学成瀬記念館	平成7年12月
町田忠治 史料編 町田忠治伝記研究会	平成8年2月	武藏学園史年報 創刊号 同学園記念室	
英文学評論 吉田和正	平成7年12月	東京女子医科大学 大学史料室資料所蔵目録 同大学大学史料室	平成7年7月
名古屋大学五十年史 通史1 同大学史編集委員会	平成7年10月	待兼山 青春の軌跡 旧制浪速高等学校同窓会	昭和59年1月
名古屋大学五十年史 通史2 同大学史編集委員会	平成7年10月	旧制高等学校文庫目録 付六校 山岡望関係資料目録 大倉精神文化研究所附属図書館	平成6年3月
学校ことはじめ事典 佐藤秀夫	昭和62年11月	同朋126 同朋舎出版	昭和63年10月
戦後日本の芸術文化史 文化庁	平成7年12月	同志社時報（NO.100） 同志社	平成7年11月
志田林三郎の生涯 信太克期	平成5年5月	史料彙報 第一集 史料彙報 第二集	昭和43年3月
東大落城 安田講堂攻防七十二時間 佐々淳行	平成5年1月	同志社社史史料編集所 史料彙報 第三集	昭和43年11月
夏樹芽々が聞いた個人史 宮澤康朗	平成7年12月	同志社社史史料編集所 同志社談叢 創刊号～第3号	昭和44年11月
明治大学百年史 第一巻 史料編 I 同大学百年史編纂委員会	昭和61年3月	同志社社史史料編集所 昭和56年2月～昭和58年2月 同志社談叢 第4号～第15号	
白衣の天使と呼ばれて 西川千孝	平成7年8月	同志社社史資料室 昭和59年3月～平成7年3月 教育学術関係法規要覧（上）（複写）	
立正大学史資料集 第1集 同大学史編集委員会	平成7年3月	教育学術関係法規要覧（下）（複写）	

史料室日誌抄録（平成8年4月～平成8年10月）

3. 31 日 『東京大学史史料室ニュース』第16号発行。
『東京大学史紀要』第14号発行。
4. 1月 斎藤室員、長岡技術科学大学へ異動。
藤田室員、東京大学史史料室へ着任。
4. 8月 寺崎昌男様より資料受入れ。
4. 16火 新規採用職員研修（Ⅱ種）にて「東京大学の歴史」を担当。
4. 23火 新規採用職員研修（Ⅲ種）にて「東京大学の歴史」を担当。
4. 30火 松野信司様より資料受入れ。
5. 22水 大久保利泰様より資料受入れ。
6. 3月 大久保利泰様より資料受入れ。
7. 2火 柴田純子様より資料受入れ。
7. 12金 第42回東京大学史料の保存に関する委員会開催。
7. 15月 『NO,1,072 学内広報 東京大学における学徒動員・学徒出陣調査報告書』発行。
8. 1木 三澤きよよ様より『恩賜の銀時計』受入れ。
8. 2金 長野へ学徒動員・学徒出陣の調査のため出
～8. 3土 張。
9. 11水 金田正敏様より資料受入れ。
9. 13金 篠田剛様より資料受入れ。

この間の閲覧者数

学内者 5名
学外者 59名

主な学外閲覧者所属機関

群馬大学、台湾師範大学、台湾大学、東京芸術大学
お茶の水女子大学、立教大学、京都大学、日本大学
奈良女子大学、大阪経済法科大学

文献撮影・複写許可件数 9件
調査（照会）件数 36件

表紙の説明

1996年8月、教育学研究科佐藤一子教授のご紹介により大正2年工科大学造兵学科優等卒業生故阿久津国造氏のご遺族三澤きよよ様から寄贈していただいた。東京帝大に下賜された323個の銀時計の1つである。

題字 森 亘元継長

東京大学史史料室ニュース 第17号

発行日：1996年11月30日（年2回発行）

編集・発行：東京大学史史料室

東京都文京区本郷7-3-1

電話（3812）2111内線2036

印刷所：株式会社 芳文社

Archives Section of the University of Tokyo

東京都新宿区新宿3-12-4